

市第 134 号議案 横浜市企業立地等促進特定地域等における 支援措置に関する条例の一部改正

1 改正の趣旨

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（以下、「条例」という。）は、平成 16 年 4 月の制定以降、本市の経済発展につながる企業の立地促進に大きな役割を果たしてきましたが、令和 3 年 3 月 31 日で適用期間が終了します。

少子高齢化や人口減少に伴い、経済活動の縮小や市税収入の減少が懸念される中、福祉や子育て等の市民サービスを確実に提供し続けていくためには、中小企業をはじめとする市内企業の成長・発展を後押しするとともに、新たな立地を促すことで法人関連税を確保し、財政基盤を強化していくことが必要です。

また、コロナ禍の影響により冷え込んだ経済の再生が求められる中、企業立地の取組は経済活性化、特に雇用や発注の拡大といった効果が期待できます。

そこで、条例の適用期間を延長するとともに、企業立地を取り巻く環境の変化やまちづくりの動きなどを踏まえた見直しを行うことを目的に、条例を改正します。

2 適用期間

3 年間延長し、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとします。

現行条例	改正案
平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 (3 年間)	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 (3 年間)

3 改正の基本的考え方

コロナ禍により、企業を取り巻く経営環境、東京一極集中の動きや企業の立地動向に大きな変化が生まれている中、以下の基本的考え方に沿って支援内容の見直しを行います。

(1) 中小企業の成長支援

コロナ禍への対応として、新規事業分野への進出、市場の開拓、事業転換などといった新たな時代に合った事業展開を促し、市内中小企業の経営基盤の強化と経営の革新を支援します。

また、工業集積地域内の土地利用転換が引き続き進行する中、操業環境の改善や市内での事業拡張などへの投資を支援し、市内への留置及び事業継続を図ります。

(2) 郊外部を含めた本社・研究開発機能の集積促進

働き方改革の加速や新しい生活様式の浸透などによる、企業の拠点分散化や新たな投資需要の高まりといった変化を好機と捉え、企業の立地動向やニーズを踏まえつつ、本社・研究開発機能の集積を一層積極的に進めます。

引き続き、みなとみらい 21 地域をはじめ、都心臨海部などへのさらなる企業集積を進めるとともに内陸部などにも広く立地を誘導し、郊外部の活性化を図ります。

(3) テナント企業の誘致強化

主に東京都内に立地するテナント企業の移転ニーズに広く対応するため、これまでより規模が小さいテナントにも対象を拡大するとともに、港北ニュータウンを対象地域に含め、誘致を一層促進します。また、受け皿となるテナント床を確保するため、関内周辺及び新横浜都心において、中小規模の賃貸業務ビルの整備を促します。

4 改正の主なポイント

(1) 固定資産（土地、家屋、設備等）を取得する場合【投下資本額に基づく助成金】

ア 本社、研究所及び工場の立地に対する支援（助成率、上限額）の変更

(ア) 本社、研究所及び研究開発機能を有する工場（以下「先端技術工場」という。）については、郊外部を含めて一層の集積を図るため、地域に関わらず、助成率を一律10%とします。

また、先端技術工場に該当しない工場については、中小製造業の成長支援の観点から、地域に関わらず、助成率を中小企業は10%、大企業は8%とします。

(イ) 工業系地域のうち、内陸北部や内陸南部などの6地域については、上限額を20億円に拡充し、内陸部への立地を誘導します。

(上段は助成率、下段のカッコ内は上限額)

対象地域		現行条例			改正案		
		本社、 研究所	先端技術 工場	工場	本社、 研究所	先端技術 工場	工場
特定 地域	業務系地域（みなとみらい21、 横浜駅周辺、関内周辺）※	12% 〈50億円〉	/	/	10% 〈50億円〉	/	/
	業務系地域（新横浜都心、港北 ニュータウン）	8% 〈20億円〉	/	/	10% 〈20億円〉	/	/
	工業系地域（京浜臨海部、臨海 南部）	10% 〈20億円〉	12% 〈20億円〉	10% 〈20億円〉	10% 〈20億円〉	10% 〈20億円〉	中小 10% 大 8% 〈20億円〉
	工業系地域（内陸北部、内陸 南部、鶴見東部、鶴見西部・ 港北東部、港北中部、旭・瀬谷）	8% 〈10億円〉	10% 〈10億円〉	8% 〈10億円〉			
特定地域以外の市域 （特定地域外）		8% 〈10億円〉	8% 〈10億円〉	8% 〈10億円〉	10% 〈10億円〉	10% 〈10億円〉	中小 10% 大 8% 〈10億円〉

※業務系地域（みなとみらい21、横浜駅周辺、関内周辺）には、本社、研究所のほか観光MICE機能を含む

イ 特定地域以外の市域（以下、「特定地域外」という。）への立地に対する支援の拡充

特定地域外については、市内に事業所を置く企業が行う再投資を対象に追加することで、新分野への進出や事業転換等を促すほか、新たな投資による郊外部の活性化を図ります。

項目		現行条例	改正案
特定地域	市内初進出	○	○
	再投資	○	○
特定地域外	市内初進出	○	○
	再投資	/	○

ウ 賃貸施設の立地に対する支援の変更

企業の受け皿となるテナント床の確保に向け、賃貸ビルの「増築・改修」や「建替え・新築」に対する支援について、対象地域に新横浜都心を追加するほか、「増築・改修」に係る面積等の要件緩和や助成率の見直しを行います。

また、賃貸研究所への支援について、対象地域に港北ニュータウンを追加するとともに、助成率や上限額の見直しを行います。

項目		現行条例		改正案	
賃貸ビルの増築・改修、建替え・新築	対象地域	業務系地域（関内周辺）		業務系地域（関内周辺、新横浜都心）	
	支援要件（増築・改修）	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 500 m²以上 オフィス部分面積 1,500 m²以上 旧耐震基準のビル ※S56.5.31以前に新築工事に着手したビル		<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 250 m²以上 オフィス部分面積 750 m²以上 築 20 年以上のビル 	
	助成率（上限額）	12% （新築・増築：20 億円） （改修：10 億円）		関内周辺 10%、新横浜都心 8% （新築・増築：20 億円） （改修：10 億円）	
賃貸研究所の建設	対象地域	工業系地域（京浜臨海部、臨海南部、内陸北部、内陸南部、鶴見東部、鶴見西部・港北東部、港北中部、旭・瀬谷）		工業系地域（京浜臨海部、臨海南部、内陸北部、内陸南部、鶴見東部、鶴見西部・港北東部、港北中部、旭・瀬谷） 業務系地域（港北ニュータウン）	
	助成率（上限額）	8～10%（10～20 億円）		8%（20 億円）	

エ 投下資本額の要件の見直し

支援対象となる最低投下資本額の要件については、従来どおり、中小企業は1億円以上、大企業は50億円以上とします。なお、新たに対象に加える特定地域外の再投資については、中小企業は他との差を設けず1億円以上としますが、大企業は70億円以上とします。

項目		現行条例		改正案	
		中小企業	大企業	中小企業	大企業
特定地域	市内初進出	1 億円以上	50 億円以上	(変更なし)	(変更なし)
	再投資				
特定地域外	市内初進出	1 億円以上	50 億円以上	(変更なし)	(変更なし)
	再投資				

(2) テナント移転の場合【法人市民税法人税割額の軽減措置】

ア 支援対象の拡大

従業者が50人以上増加する立地に対する支援制度を新設するとともに、対象地域に港北ニュータウンを追加し、主に東京都内に立地するテナント企業の誘致を強化します。

なお、税軽減の期間は、従業者が100人以上増加する立地は5年、50人以上増加する立地は3年とします。

項目	現行条例	改正案
支援対象	100人以上増加の立地（税軽減期間4～6年）	100人以上増加の立地（税軽減期間5年） 50人以上増加の立地（税軽減期間3年）
対象地域	業務系地域（みなとみらい21、横浜駅周辺、関内周辺、新横浜都心） 工業系地域（京浜臨海部、臨海南部）	業務系地域（みなとみらい21、横浜駅周辺、関内周辺、新横浜都心、港北ニュータウン） 工業系地域（京浜臨海部、臨海南部）

イ 経常利益に係る要件の緩和及び新設

コロナ禍による厳しい経営環境を考慮し、従業員が100人以上増加する立地に対する支援について、経常利益に係る要件を一部緩和します。また、従業員が50人以上増加する立地に対する支援について、経常利益に係る要件を新たに設定します。

項目	現行条例	改正案
100人以上増加の立地	直近1年の経常利益1億円以上、または直近3年間の経常利益の合計3億円以上	直近1年の経常利益1億円以上、または直近3年間の経常利益の合計2億円以上
50人以上増加の立地		直近1年の経常利益0.5億円以上、または直近3年間の経常利益の合計1億円以上

(3) 市民雇用助成（固定資産の取得・テナント移転共通）

立地企業が市民の雇用を増やした場合に交付する助成金については、交付額を1人あたり50万円に変更するとともに、事業開始前後での集中した取組を促すため、上限額や算定期間の見直しを行います。

項目	現行条例	改正案
交付額	概ね10人ごとに設定 (例：1～9人 50万円、10～19人 500万円)	1人あたり50万円 (例：1人50万円、5人250万円、19人950万円)
上限額	5,000万円（増加数100人以上）	2,500万円（増加数50人以上）
算定期間	事業開始前の起算日から3年を経過した日の属する事業年度の末日	事業開始前の起算日から1年を経過した日の属する事業年度の末日

5 施行予定日

令和3年4月1日

【参考】 条例に定める特定地域図（全13地域） ※実線：業務系5地域、点線：工業系8地域

